

## 申告の際は必ず事前準備を!

### ●事前に仕分け・計算をしてください

申告会場での混雑を避け、待ち時間を短縮するため、申告の際は事前に次の2点を済ませてください。

- ①収入、経費項目の仕分け・計算
- ②医療費控除の明細書作成(領収書の計算)

## INFORMATION

### 個人事業税の申告は振興局で

個人で事業を営んでいる人は、令和6年中の事業所得などを振興局に申告する必要があります。詳しくは、県ホームページ「けんぜいねっと」を確認ください。

※所得税や住民税の申告をする場合は一部を除いて不要です。

岡県北広域振興局県税室 ☎66-9678



## 各地区での巡回申告受付相談

対象地域に住んでいる人が対象の巡回申告相談ですが、他地域の人でも受け付けできます。

月日	時間	対象	会場
2月6日(木)	9:30~12:00	関、霜畑	山形総合センター
	13:00~15:00	小国、荷軽部、来内、繁	
7日(金)	9:30~12:00	川井	
	13:00~15:00	日野沢、戸呂町	
12日(水)	10:00~12:30	山根	山根市民センター
13日(木)	9:30~12:00	侍浜	侍浜市民センター
14日(金)	9:30~12:00	宇部	宇部市民センター

## 税務署からのお知らせ

### スマホやパソコンで申告書を作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(www.keisan.nta.go.jp)では、e-Tax(電子申告)や書面作成がいつでも利用可能。

LINE公式アカウント名は「国税庁」。LINE IDは「@kokuzei」です。

国税庁 確定申告

検索



確定申告書作成コーナー



国税庁LINE公式アカウント

## 確定申告はご自宅から!

### 申告書作成会場で相談を希望される人へ

会場では、スマートフォンとマイナンバーカードを使用し、申告書の作成とe-Taxによる提出を行います。所有している人は、持参のうえ来場ください。手続きには、マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード(①利用者証明用電子証明書、数字4桁②署名用電子証明書、英数字6~16文字)が必要になります。

確定申告会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要**です。入場整理券は、会場当日配付のほか、LINEから事前発行します。整理券の配付状況により、後日の来場をお願いすることもあります。

土地や株式の譲渡所得や山林所得、贈与税の相談を希望する人は、資産担当職員がいる月、火曜日に来場ください。

▶開設場所…久慈税務署 1階会議室(久慈市川崎町15-15)

▶開設期間…2月17日(月)~3月17日(月)(土、日、祝日を除く)

▶開設時間…9時~17時

### LINEによる入場整理券の事前発行



申し込みは、来場希望日の10日前から2日前まで可能です。

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友達に追加(右上の二次元コードからも追加できます)
- ②「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択
- ③税務署や来場日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップすれば完了。入場時に申し込み完了画面を提示してください

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

☎久慈税務署 ☎53-4161

市県民税、国民健康保険税などの

# 申告受付相談

## 2.17.月 ▶ 3.17.月

■会場…税務課(市役所1階)  
■時間…平日8時45分~12時、13時~15時30分  
※3月9日(日)は完全予約制で相談受付  
☎税務課 ☎52-2114

申告書は市から送付しません。相談会場で作成しますので、事前に必要な場合は、問い合わせください。

### 申告相談に必要なもの

#### ■預金通帳

預金通帳は、還付金の受け取りや口座振替に使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません。

#### ■本人確認書類

申告者本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要ですので、①または②と③の本人確認書類をお持ちください。(添付は不要)

- ①マイナンバーカード
- ②通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票
- ③運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など

#### ■令和6年中の所得が分かる書類

- ①源泉徴収票(給与、公的年金など)や支払調書(報酬など)
- ②収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人)または収入や経費の金額・内訳が分かるもの

#### ■所得控除の内容を証明する書類

- ①医療費の明細書(領収書や補てんされた金額が分かるもの)や医師の発行するおむつ使用証明書  
※平成29年分申告から、明細書を提出すれば領収書は不要になりました。
- ②国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金などの領収書や証明書
- ③国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(※)  
※上記④の手帳をお持ちでない人でも、市内に住所を有する65歳以上の人で、次の2つの要件を満たす人は障害者控除を受けられます。詳しくは問い合わせください。  
①要介護度1~5  
②認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ~M、または障害高齢者の日常生活自立度がランクA~C  
☎社会福祉課 ☎52-2119

未申告の場合、児童手当や保育園の入園、公的年金などの申請に必要な税の証明書の交付が受けられなくなる場合があります。国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の軽減などの適用が受けられなくなります。申告は期限内に忘れずに行いましょう。

### ⚠受付時間と方法が変わります

#### ■受付時間

平日8時45分~12時、13時~15時30分

#### ■受付方法

- ①はじめに申告内容の聞き取り・確認を行います
- ②申告内容ごとに番号札を交付します  
※番号札は聞き取り・確認後に交付します。受付時間前に来庁しても番号札はありません

※相談の順番は申告内容によって前後します

#### ■3月9日(日)完全予約制で相談受付

▶日時…3月9日(日)9時~12時、13時~16時

▶定員…1時間あたり4人※先着順

▶予約方法…3月7日(金)までに税務課へ電話で予約

### 申告が必要な人

令和7年1月1日現在、久慈市に住所があり、令和6年中の所得が次のいずれかに該当する人は、市県民税、国民健康保険税の申告が必要です。

ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した場合(電子申告を含む)は、市役所での申告は不要です。

給与収入あり

- 令和6年中に退職した人、年末調整が済んでいない人
- 年末調整した給与以外の所得がある人
- 2カ所以上から給与を支給されている人

給与収入なし

- 所得が公的年金等のみで、扶養や社会保険料などの控除を受ける人
- 公的年金以外に所得があった人
- 所得が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業保険など)のみの人
- 久慈市外に住んでいる人に扶養されている人
- 収入がなく、扶養されていない人